

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)新苫前風力発電事業環境影響
評価書」に係る確定通知について

令和2年1月31日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)新苫前風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、同社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 6月30日
環境大臣意見受理	平成26年 8月21日
経済産業大臣意見発出	平成26年 9月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 9月10日
住民意見の概要等受理	平成27年10月30日
北海道知事意見受理	平成28年 1月21日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 2月 5日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 6月 9日
住民意見の概要等受理	平成29年 8月 4日
北海道知事意見受理	平成29年11月20日
環境大臣意見受理	平成29年12月26日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 2月26日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和2年1月17日
環境影響評価書確定通知	令和2年1月31日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742(直通)